

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 調達番号     | 医病004  |
| (2) 調達件名及び数量 | 感染免疫検査システム シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株)製<br>ケミルミADVIA Centaur XPT 外 1式の保守業務 (別紙1仕様書のとおり) |
| (3) 契約期間     | 令和3年7月1日～令和4年6月30日   |
| (4) 納入場所     | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院  |

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係  
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和3年6月9日(水) 17時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 仕 様 書

請負の表示 感染免疫検査システム シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株)製  
ケミルミ ADVIA Centaur XPT 外 1 式 の保守業務

(構成内訳)

対象装置	メーカー名	保守プラン	数量
ケミルミ ADVIA Centaur XPT	シーメンスヘルスケア・ダイアグ ノスティクス(株)	TOP プラン	1 台
Alinity i システム	アボット・ラボラトリーズ社	AlinIQ Always On-3	2 台
ルミパルス L2400	富士レビオ(株)	プレミアムβ プラン	1 台
STACIA	(株)LSI メディエンス	タイプ 1	1 台
イムノアッセイシステム Access2	ベックマン・コールター(株)	A プラン	1 台

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）職員を立ち合わせ、監督するものとする。
3. 検収は、受注者が提出する作業報告書に基づいて行うものとする。
4. 定期保守点検の実施日は、予め本院職員と協議して定めるものとする。
5. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。帰社の際も同様とする。
6. 保守点検を実施する際に疑義が生じた場合は、その都度、本院職員と協議して円滑に処理するものとする。
7. その他詳細については、本院職員と受注者の協議により行うものとする。

### I. 請負の概要

本院臨床検査部に設置されている感染免疫検査システム 1 式（以下「本装置」という。）が正常かつ円滑に作動するよう保守するものであり、受注者は、熟練した技術員により、入念確実に保守を行うものとする。

### II. 請負の実施場所

本院 2 階臨床検査部

### III. 保守点検業務内容

#### (1) 定期保守点検作業

受注者所定の定期保守点検項目表に基づき、保守に必要な技術員を出張させ、本装置が正常

かつ円滑に作動するよう受注者の責任において、契約期間内に1回、点検、清掃及び調整を行うものとする。

#### (2) 随時保守点検作業

受注者は発注者からの故障発生等の通知を受け付け、現地作業（不定期の点検、故障修理作業等）が必要な場合は、受注者は発注者の業務に支障がないよう可能な限り迅速に技術員を派遣し、本装置の修復に努めるものとする。

#### (3) オンコールサポート

受注者は、発注者から受注者の設置するカスタマーコールセンターへ本装置に関する問い合わせがあった場合には、速やかに電話でのサポートを実施し、必要に応じてオンコール修理サポートへ引き継ぐものとする。

### IV. 保守点検業務の実施時間帯

原則として、月曜日から金曜日まで：8時30分～17時15分

（国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

ただし、発注者からの依頼があった場合は、協議の上、上記以外の時間帯に作業を行うものとする。

### V. 費用の負担

(1) 受注者は、次の(2)に記載のものを除き、定期保守点検に伴う作業費及び交換部品費、故障・修理に伴う随時保守点検作業費及び交換部品費、並びに諸経費を負担する。

(2) 発注者と受注者との間で協議の上、次のいずれかに該当すると認めた場合は、受注者が行った保守業務費用はこの契約に含まれず、発注者が別途受注者に支払うものとする。

ア) 周辺機器及び消耗品費、補用品費。

イ) オーバーホール及び改造、移設に要する費用。

ウ) ウイルス感染の調査及び対策、駆除に要する費用。

エ) 天災、火災の原因による故障の修理。

オ) 発注者の故意又は過失による故障の修理。

カ) 本契約に含まれていない機器等の保守経費。

### VI. 交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品の所有権は、受注者に帰属する。

### VII. 作業環境

発注者は、受注者がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、受注者に対し次の条件を常に保障するものとする。

(1) 受注者の技術員が、本装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。

(2) 定期保守点検等の契約業務について、予め発注者と受注者との間でその予定を定めた場合、その時間帯に本装置が使用されていないこと。

(3) 通常の保守点検業務に必要な光熱水料等を発注者の負担において提供すること。

(4) 保守点検業務中に発注者の確認が必要な場合、速やかに受注者の要請に応じること。

## VIII. 報告義務

- (1) 受注者は、本業務を実施した場合には受注者所定の作業報告書を作成し、本院職員の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- (2) 報告書には、保守点検の内容、交換部品の名称と数量、修理した場合はその詳細、保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

## IX. 免責事項

- (1) 本装置あるいはその使用に起因する発注者あるいは第三者の損害（間接損害、逸失利益を含む。）については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (2) データの保全措置を講じる責任は発注者が負うものとし、本装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体などに存在するデータ、プログラム、設定条件などの損傷、滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (3) 天災地変、交通事情など不可抗力により、受注者が保守点検業務を実施できなかったことによる損害については、受注者はその責を負わない。

## X. 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密（以下「秘密情報」という。）並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報（以下「個人情報」という。）を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示、遺漏せず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、開示時点で公になった情報は秘密情報から除くものとする。
- (2) 発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書、その他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用、公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報について、相手方から要求があった場合及びこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。

# 見 積 書

調達番号： 医病004

調達件名： 感染免疫検査システム シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株)製  
ケミルミADVIA Centaur XPT 外 1式 の保守業務

見 積 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

## 請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 感染免疫検査システム シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株)製  
ケミルミ ADVIA Centaur XPT 外 1 式 の保守業務  
請負代金額 金〇〇〇〇〇〇〇円也 (うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 土岐 祐一郎と受注者 〇〇〇〇〇との間において、上記請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 受注者は、別紙 1 「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第 2 条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 3 条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙 2 「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第 4 条 業務は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院において、これをするものとする。

第 5 条 受注者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 15 に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守するものとする。

第 6 条 契約期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。なお、発注者又は受注者から契約期間満了の 3 カ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に 4 年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和 8 年 6 月 30 日を超えないものとする。

第 7 条 受注者は発注者に対し、業務完了後、作業完了報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付する方法で交付するものとする。

第 8 条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第 9 条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第 10 条 契約保証金は免除する。

第 11 条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。

第 12 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 13 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第 14 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院  
病院長 土岐 祐一郎

受注者 ○○○○○○○○

## 個人情報取扱の特記事項

## (基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

## (再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

## (契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

## (事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

## (適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

## (違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。